

A・労働者に占める女性労働者の割合 : 72.0%

B・男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	88.0%
正社員	83.9%
パート・有期社員	99.2%

対象期間：令和4年8月1日～令和5年7月31日

正社員：全社員

パート・有期社員：契約社員、嘱託社員、パートが該当

賃金：通勤手当等を除く

※パート労働者については、正社員の所定労働時間（1日8時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

C・男女の平均継続勤続年数の差異

区分	平均勤続年数
男性	3年6ヶ月
女性	3年5ヶ月